平成２３年（フ）第７９号
高知市介良乙3080番地11
債務者　森浦　髙之
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１４号
高知市知寄町２丁目２番41―506号
債務者　尾﨑　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５号
福岡県久留米市荒木町荒木1965番地31　中嶋アパート101号、前住所宮城県大崎市古川李埣１丁目10番19号　ハイツ福地203号
債務者　河野　義信
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６１号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目４番32号
債務者　松浦　祥久
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県八女郡広川町大字新代1567番地３　風の谷101号
債務者　半田由美子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１２号
福岡県筑後市大字常用824番地３　ファインホーム常用Ｃ棟
債務者　武田あゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９４８号
北九州市八幡西区熊手２丁目３番16―603号
債務者　畑井　新一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４９号
北九州市八幡西区熊手２丁目３番16―603号
債務者　畑井久美子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１６号
北九州市小倉南区沼本町１丁目８番25―701号
債務者　大堂　史郎
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６５号
北九州市小倉北区下富野３丁目４番28号
債務者　竹田　榮昭
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６６号
北九州市若松区高須南３丁目１番４―103号
債務者　正岡　典行
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　深田　昌弘
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１９号
福岡県田川郡香春町大字中津原1810番地１
債務者　吉野　孝治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎48番地
債務者　田中　亜美（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６１号
大分市上野丘東２番28号フローレンス上野105
債務者　小野田靖春
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７１号
大分県別府市田の湯町８番21号　コットンローズ田の湯305号
債務者　梶原久美子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７５号
大分市汐見２丁目27番３号
債務者　津田今朝信
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９０号
大分市大字寒田76番地の41
債務者　三ノ宮　綾
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係